

農業用ビニールハウス設置費用を補助します

村では「ハウス栽培奨励補助事業」として、新たに農業用ビニールハウスを設置しようとする方に対し、設置費用の一部補助を行っています。

補助の概要は以下のとおりです。補助金申請をお考えの方は、農業支援センターまで事前にご相談ください。

1 補助対象者

村内に住所を有し、以下の要件を満たす個人の方（法人、認定農業者の方は対象となりません）

- 村内に10a以上の農地を所有、または農地利用権設定を受けている
- 村内の畑地に1棟あたり50㎡以上の農業用ビニールハウスを設置し、販売を目的とした農作物の生産を行う
- 村税に未納がない

2 補助額

ビニールハウス新設費用（資材費及び設置費）の2分の1以内
（25万円限度・1,000円未満切捨て）

3 その他

その他、補助を受けるための要件がありますので、事前にお問い合わせください。



《お問い合わせ》

東海村農業支援センター

電話 287-7867